

恵庭市告示第77号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2の規定に基づく同法第42条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定を行ったので、介護保険法第78条の11の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年9月7日

恵庭市長 原田 裕



記

事業者	法人名	合同会社 優楽屋
	所在地	恵庭市本町146番地
	代表者	代表社員 小松 美恵
事業所	事業所名	茶話本舗デイサービス恵庭
	所在地	恵庭市本町146番地
	サービス	地域密着型通所介護
	指定年月日	令和8年9月10日